

寒河江市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、寒河江市内で開催され、多くの市民が参加する行事等において、その参加者等が心肺停止状態に陥った際に、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を救命活動に使用し、救命率の向上を図るため、市が管理しているAEDを貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象行事）

第2条 AEDの貸出しの対象となる行事等は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 市内で開催され、行政機関又は市内に在住若しくは在勤する者が属する団体が主催し、市民が参加する体育行事、祭典、式典、講習会等で、概ね10人以上の参加者が見込まれること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 政治的・宗教的目的を有しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。

（貸出要件）

第3条 AEDの貸出しを受けようとする者は、前条の貸出対象行事の開催期間中、次の各号のいずれかに掲げる者を当該行事が開催される会場に原則配置するものとする。

- (1) 医師、看護師、准看護師、保健師

(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防本部、日本赤十字社その他の機関が実施するAEDを使用した救命講習を修了している者

(3) その他市長が認める者

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、貸出開始日から起算して5日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを希望する者は、原則貸出しを受けようとする日の2カ月前から1週間前までに、寒河江市AED貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出の承認）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、寒河江市AED貸出承認書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、貸出期間が重複する申請が複数あったときは、申込順により承認又は不承認を決定するものとする。

（費用負担）

第7条 AEDの貸出しは無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、AEDを借り受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他のAEDに付属する消耗品に係る経費は、市の負担とする。

（AEDの管理）

第8条 借受者は、その貸出期間中において、次に定めるところにより、

A E Dを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

- (1) A E Dは、取扱説明書等によって適切に使用すること。
- (2) A E Dを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) A E Dを転貸し、又は譲渡しないこと。

(A E Dの返却)

第9条 借受者は、返却日までにA E Dを返却するとともに、寒河江市A E D使用実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(原状回復等)

第10条 借受者は、故意若しくは過失によってA E Dを亡失し、又は破損若しくは消耗させた場合には、寒河江市A E D亡失等届出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、A E Dを原状に復して返還し、又はその損害を賠償しなければならない。

(A E Dの返還)

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにA E Dを返還しなければならない。

- (1) 借受者がA E Dを使用しなくなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第12条 A E Dの使用中に生じた損害は、借受者の負担とする。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 A E Dの使用により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、借受者がその賠償額を負担する。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。